

消防防災製品等推奨規程

制定	平成18年9月1日	消安セ規程第14号
改正	平成21年4月1日	消安セ規程第8号
改正	平成25年4月1日	消安セ規程第1号
改正	平成25年4月1日	消安セ規程第12号
改正	平成29年4月1日	消安セ規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、消防防災の分野において有効に活用できる製品及び高度な情報通信技術を用いたシステム（以下「消防防災製品等」という。）を、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が推奨することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 推奨の対象となる消防防災製品等は、消防防災の分野において有効に活用できることが見込まれるもので、優れた機能又は性能を有するものとする。

(推奨の要件)

第3条 次の各号の要件をすべて満たしているものを、消防防災製品等として推奨する。

- (1) 消防防災の分野において、利便性、効率性又は安全性の向上に寄与するものであること。
- (2) 新たに考案され、若しくは改良・開発されたものであること。
- (3) 供給が適切に行われ、導入又は施工が容易で、かつ、操作又は使用マニュアル等が整備されているものであること。
- (4) 検証試験等において、一連の機能又は性能と運用面の効果が確認されたもの、又は第三者機関により一連の機能又は性能と運用面の効果が確認されたものであること。
- (5) 安全センターが別に定める基準に適合しているものであること。

(委員会)

第4条 消防防災製品等に係る推奨の審査を付託するため、安全センターに消防防災製品等推奨委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(申請者の要件)

第5条 消防防災製品等の推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、賠償責任保険等に加入していなければならない。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。

(推奨の申請)

第6条 申請者は、消防防災製品等推奨申請書（様式第1号）に、別に定める図書及び手数料を納付したことを証明できるもの（以下「申請書類」という。）を添付して安全センターに申請しなければならない。

(審査)

第7条 安全センターは、前条に規定する申請書類が、所定の様式、その他の要件を具備していると認める場合は、当該申請に係る推奨の審査を委員会に付託するものとする。

(審査結果通知等)

第8条 安全センターは、前条の規定による審査の結果、消防防災製品等の推奨に適合すると認められた場合は、消防防災製品等推奨証（様式第2号。以下「推奨証」という。）を申請者に交付するとともに、その旨を公表するものとする。

2 前条の審査の結果、消防防災製品等の推奨に適合しないと認めた場合は、消防防災製品等推奨審査不適合通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(推奨証の有効期間及び更新)

第9条 推奨証の有効期間は、前条第1項の規定により推奨証の交付を受けた日から起算して2年を経過した日の属する安全センターに係る会計年度の末日までとする。

2 推奨証の有効期間を更新しようとする場合は、当該有効期間の満了の日の30日前までに消防防災製品等推奨証更新申請書（様式第4号）により安全センターに申請し、新たに推奨証の交付を受けなければならない。

3 前項の推奨証の有効期間は、その交付を受けた日から2年とする。

(推奨マークの表示)

第10条 第8条第1項又は前条第2項の規定により、推奨証の交付を受けた申請者（以下「推奨取得者」という。）は、推奨を受けた消防防災製品等（以下「推奨製品等」という。）に別図の表示（以下「推奨マーク」という。）を付すほか、当該製品等のパッケージ、カタログ等に付すことができる。

2 前項の規定は、第12条に規定する推奨契約期間内に出荷されるものに限って適用する。

(契約の締結)

第11条 推奨取得者は、安全センターと推奨に係る事項についての契約（以下「推奨契約」という。）を締結しなければならない。

2 推奨取得者は、第9条第2項の規定により推奨証の有効期間を更新しようとする場合は、推奨契約期間の満了の日までに前項の契約を締結しなければならない。

(推奨契約期間)

第12条 前条の規定による推奨契約の期間は、第8条第1項の規定により推奨証の交付を受けた場合は、第9条第1項に規定する期間とする。

2 第9条第2項の規定により推奨証の交付を受けた場合は、第9条第3項に規定する期間とする。

(軽微な変更届)

第13条 推奨取得者が推奨製品等の機能又は性能を改善する目的で、大幅な変更を伴わない程度の変更をしようとする場合は、消防防災製品等軽微変更届（様式第5号）を安全センターに提出し、その承認を得なければならない。

2 推奨製品等について、前項に定める以外の変更を行った場合は新たな消防防災製品等として、

第6条に定める推奨の申請を行わなければならない。

(推奨取得者の責務)

第14条 推奨取得者は、推奨製品等の品質、機能、性能及び安全性についての担保責任その他一切の責任を負うものとする。

2 推奨取得者は、推奨製品等の普及に努め、国民の安全の確保に寄与し、社会公共の福祉の増進に資するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 推奨取得者は、安全センターの書面による承諾なくして、推奨マークの使用権を第三者に譲渡、転貸、代理使用を認める等の行為をしてはならない。

(報告及び調査)

第16条 安全センターは、推奨に関し必要があると認める場合は、申請者、推奨取得者又は推奨製品等の関係者に対し、報告又は資料の提出を求め、若しくはこれらの者の承諾を得て実地調査を行うことができる。

(手数料等)

第17条 第6条の規定に基づく申請者又は第9条第2項の規定に基づき、推奨証の有効期間を更新しようとする者若しくは第13条の規定に基づき大幅な変更を伴わない程度の変更をしようとする者は、手数料を安全センターに納付しなければならない。

2 推奨取得者は、第10条に規定する推奨マークの使用料を安全センターに納付しなければならない。

3 次条に定める失効及び使用の取消しによる推奨契約の解除があった場合において、安全センターは既に納付された第1項に規定する手数料及び前項に規定する使用料の返還はしない。

(推奨の失効及び推奨マークの使用の取消し)

第18条 安全センターは、推奨取得者が次に定める各号のいずれかに該当する場合は、推奨を失効させ、その失効日をもって推奨契約の解除の手続きを開始するものとする。

(1) 不正の手段により推奨を受けたことが判明した場合

(2) 推奨の際に付された条件に違反する事項があることが判明した場合

(3) 第5条に定める保険の未加入の発覚又は保険契約の解除、若しくは解約等があった場合

(4) 第10条又は第15条の規定に違反したことが判明した場合

(5) 第13条に規定する届出をせず、推奨製品等の機能及び性能を変更したことが判明した場合

(6) 第14条第1項又は第2項若しくは前条の規定を履行していないことが判明した場合

(7) 推奨製品等以外の製品等に推奨マークを使用する等、推奨マークを不正に使用したことが判明した場合

(8) 安全センターの名誉を毀損し、又は品位を傷つける行為をしたことが判明した場合

2 安全センターは、前項の規定により推奨を失効させ、推奨契約の解除の手続きを開始する場合は、当該推奨取得者に消防防災製品等推奨失効通知書(様式第6号)により通知するとともに、その旨を公表するものとする。

3 安全センターは、第1項の規定により推奨を失効させ、推奨契約を解除しようとする場合には、推奨取得者に意見陳述をさせることができるものとする。

(推奨マークの使用禁止)

第19条 推奨取得者は、第11条第2項に定める有効期間の更新の契約を締結しないときは、第12条に定める期間が終了する日をもって推奨製品等に推奨マークを付してはならない。

2 推奨取得者は、前条に定める失効及び使用の取消しによる推奨契約の解除があったときは、当該解除の日をもって推奨マークを付してはならない。

(弁 済)

第20条 推奨取得者が第18条の規定に該当し、他の推奨取得者又は安全センターに重大な損害を与えたと認められたときは、他の推奨取得者又は安全センターは相当する弁済を求めることができる。

(使用状況の報告)

第21条 推奨取得者は、年度ごとに推奨マークの使用状況を消防防災製品等推奨マーク使用状況報告書(様式第7号)により、安全センターに報告しなければならない。

(補 則)

第22条 この規程に定めるもののほか、推奨の実施に関し必要な事項は、一般財団法人日本消防設備安全センター理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月15日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から実施する。

2 この規程の実施の際、現に消防防災力向上機器等推奨規程に適合すると認められている推奨機器等は、消防防災製品等推奨規程に基づく推奨製品等とみなす。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から実施する。

2 消防ITシステム等推奨規程(平成17年消安セ規程第6号)及び消防ITシステム等推奨細則(平成17年消安セ細則第2号)は、廃止する。

3 この規程の実施の際、現に消防ITシステム等推奨規程に適合すると認められている消防ITシステム等は、消防防災製品等推奨規程に基づく推奨製品等とみなすとともに当該システムの推奨マークについては、消防防災製品等推奨マークを使用できるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

消防防災製品等推奨申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 殿

（申請者）
住所
法人の名称
代表者職氏名
電話番号

印

消防防災製品等の推奨を受けたいので、消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程第14号）第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

製品等の名称	
製品名・型式記号	
主な用途	
製品等の概要	
特記事項	
※ 受付欄	※ 備考欄

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

消防防災製品等推奨証

本製品等は、一般財団法人日本消防設備安全センターの定める「消防防災製品等推奨規程」（平成18年消安セ規程第14号）に基づき、厳正な審査を行った結果、別添のと通りの機能・性能を有するものと認め、消防防災の分野において有効に活用できる消防防災製品等として推奨いたします。

製品等の名称	
製品名・型式記号	
主な用途	
申請者	住所
	法人名称
	代表者職氏名
推奨番号	一般財団法人 日本消防設備安全センター
推奨年月日	
推奨の有効期限	

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 (公印)

消防防災製品等推奨審査不適合通知書

消安セ企第 号
年 月 日

（申請者）

住 所

法人の名称

代表者職氏名 殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 印

貴社が申請された製品等は、一般財団法人日本消防設備安全センターの定める「消防防災製品等推奨規程」（平成18年消安セ規程第14号）に基づき、厳正な審査を行った結果、下記のとおり同規程第3条に規定する消防防災製品等の推奨の要件に適合しないので通知いたします。

記

受 付 年 月 日	
製 品 等 の 名 称	
製 品 名 ・ 型 式 記 号	
不 適 合 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

消防防災製品等推奨証更新申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

(申 請 者)
住 所
法人の名称
代表者職氏名
電 話 番 号

印

消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程14号）第9条第2項の規定に基づき、下記の製品等の消防防災製品等推奨証の有効期間の更新を申請します。

記

製品等の名称		
製品名・型式記号		
推 奨 番 号		
推 奨 年 月 日		
※ 受 付 欄		※ 備 考 欄

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

消防防災製品等軽微変更届

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

(申 請 者)
住 所
法人の名称
代表者職氏名
電 話 番 号

印

消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程第14号）第13条第1項の規定に基づき、下記の製品等について、軽微な変更を行いたいので届けます。

記

製品等の名称		
製品名・型式記号		
推奨番号		
推奨年月日		
軽微変更の目的		
軽 微 変 更 の 内 容		
	新	旧
	※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

消防防災製品等推奨失効通知書

消安セ企第 号
年 月 日

（申請者）

住 所

法人の名称

代表者職氏名

殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 印

消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程第14号）第18条第1項の規定に基づき、下記の消防防災製品等としての推奨を失効させ、推奨契約の解除の手続きを開始したので同条第2項の規定に基づき通知します。

記

製品等の名称	
製品名・型式記号	
推奨番号	
推奨年月日	
推奨失効日	
失効の理由	

消防防災製品等推奨マーク使用状況報告書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

（申 請 者）
住 所
法人の名称
代表者職氏名
電 話 番 号

印

消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程第14号）第21条の規定に基づき、平成 年度における消防防災製品等推奨マークの使用状況を下記のとおり報告いたします。

記

製品等の名称			
製品名・型式記号			
推奨番号			
推奨年月日			
推奨の有効期間			
製品出荷数			
表示媒体 （該当する表示媒体に丸印を付して下さい。）	製品本体 ・ パッケージ ・ カタログ ・ マニュアル ・ ホームページ ・ その他（ ）		
推奨の効果			
※ 受付欄		※ 備考欄	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

推 奨 マ ー ク



(略 式 マ ー ク)

備考

- 1 図の大きさは任意とする。
- 2 色彩は、次のとおりとする。
 - ① 緑 (C : 100%・Y100%)
 - ② 赤 (M : 100%・Y100%)
 - ③ うすい赤 (M : 20%・Y10%)
 - ④ 白 (W : 100%)
 - ⑤ 黒 (BK : 80%)
 - ⑥ 黒 (BK : 100%)



- 文字 「消防防災」は黒 (BK : 100%)
「一般財団法人日本消防設備安全センター」は黒 (BK : 100%)
「推奨」はオレンジ (M : 80%・Y100%)